

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

令和3年1月7日（木）16時30分から17時30分

2 場 所

埼玉県庁本庁舎3階 総務部会議室

3 出席委員

委員長 仲里 建良
委員 廣澤 信作
委員 丸山 幸子
委員 千葉 秀樹

4 議事の要領

(1) 事案1について

○委員

- ・ 本件事案1について、通勤遂行性については問題ないと思われるが、何か質問はあるか。

○委員

- ・ もともと運動などをしていたのか。運動時の怪我はないのか。

○事務局

- ・ バレーボールを続けているとのことである。過去のレセプトを確認したところ、足首の捻挫等の既往があったが、膝の怪我はなかった。

○委員

- ・ このような災害状況で半月板断裂を発症するのが通常ありえることなのか。医学的見地から伺いたい。

○委員

- ・ 半月板損傷というのは、一般的にはスポーツの時にジャンプして着地した際などに起こる。サッカーやラグビーで体の向きを変えた際に起こ

りやすい。

- ・ そのような大きな衝撃は今回はない。それ以外に起こり得るケースというのは、日本整形外科学会の資料によると、「半月板は加齢により変性し、40歳以上であればちょっとした衝撃でも起こる」とされている。スポーツのような大きな動きがなく、はっきりした衝撃がなくても、起こり得るということである。

○委員

- ・ このような状況で災害が発生した場合、民間の労働災害ではどのように考えるか。

○委員

- ・ 国の労災においては、災害性があれば通勤に起因するものと考えられる。例えば転倒するなどがあれば通勤に内在する転倒という危険により発生したと考える。
- ・ 一方、加齢という要因が加わると、相対的に何が有力な原因として半月板損傷が生じたのか考えなければならない。
- ・ 通勤中だとあまり例はないが、一般的に労働災害だと、加齢により組織がもろくなったり、変性したりして、相対的に加齢が原因だろうと認められるものについては、基本的には労災とは認めないと考える。
- ・ 加齢が相対的に有力な原因であると医学的に言えるのであればそういった判断をしている。
- ・ 今回については、段差に躓いたということが相対的に有力なのか、もともとの加齢という通勤とは関係ない個体的な要因が有力で発症したのかというのが問題になる。
- ・ 加齢が有力な要因ということであれば、国の労災では認められないということになる。

○委員

- ・ 本件については加齢もあっただろうが、躓いたという状況からすれば障害としてはあり得る状況ではないかと思っている。これが全く加齢によるものだと言い切ることは難しいのではないか。また、やはり労働者の立場を考えれば、ここまでの皆様の意見を聞く限り、認めてはいいのではないかと思う。

○委員

- ・ 通勤途上であるという事実、路面で躓いて負傷したという事実はある。本人にとってはすごく大変なことだったと思う。

○委員

- ・ 先ほど説明した中の加齢というのは、必ずしも加齢が主因というわけではなく、40歳を過ぎれば起きる可能性があるということである。若い人ではその程度では起きないかもしれないが、40歳以降だと起こる可能性があるということである。
- ・ はっきりとした原因が求められないという場合には、年齢的な要素があり、それが原因というわけではないが、起こり得るということである。

○委員

- ・ 起こり得る状況であったということなので、通勤起因性は認められると考える。通勤該当の災害と認めるという意見について、異議はあるか。

○委員

- ・ 考え方として、加齢が原因ということではなく、全体的に見れば段差の方が相対的に大きく作用したと考えるということによいか。それであれば異議はない。

○委員

- ・ そのとおりである。それでは、通勤該当の災害として認められる旨の意見として決定する。

(2) 事案2について

○委員

- ・ 本件事案2について、通勤災害ではなく、公務災害に該当すると思われるということか。根拠に基づくものか。

○事務局

- ・ 被災職員は通勤中に、犯人を追いかけるという行為を行った。埼玉県警察本部の職員は、正規職員、警察官、事務職員、非常勤職員については、職務倫理規程第14条に、職員は、急訴事案に接したときは、勤務の内外にかかわらず、迅速適切な措置を取らなければならないという規定がある。急訴とは、救援要請があつたり、万引きや痴漢の犯人を見つ

けたり、災害や犯罪を現認した場合は、迅速に行動をとらなければならないというものである。被災職員はこの規定に基づき行動したものであり、通勤は中断しているものの、規定に則った行動ということで公務遂行性が認められると考えている。

○委員

- ・ 状況からして公務遂行性は認められると思われる。
- ・ 続いて、公務起因性について、怪我の状況などを説明いただきたい。

○委員

- ・ 被災職員は前距腓靭帯損傷、足首の外側部分を負傷している。前距腓靭帯損傷が一番多い。これは足の裏が内側を向くように捻った際に起こる。
- ・ 症状としては、捻ると痛い、押すと痛い、皮下出血がある、というものがあある。
- ・ 画像では、靭帯が断裂していることが確認できる。また、古い陳旧性の剥離骨折の所見があるが、今回の怪我による脛骨の骨折などはない。
- ・ 引き出しテストは陽性であり、左右両方ともずれている。
- ・ 怪我をした後は安静にして、冷やすことが必要。その上で、3～4週間はしっかり固定する。6～8週間すると動けるようになる。この職員は治療期間120日と少し経過が長い、ボトルなどをつけず固定のみで多少不安定であり、また、多少個人差があるので治療期間としては問題ないと思う。

○委員

- ・ そうすると公務起因性も認められると思われるが、他の委員の方はいかがか。

○各委員

(意見なし)

○委員

- ・ 本事案については、公務上の災害と認められる旨の意見として決定することに異議はないか。

○各委員

(全員同意)

○委員

- ・ それでは、本件事案については、公務上の災害として認められる旨の意見として決定する。

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、次のとおりの意見とする。

	所属	意見
1	事案 1	通勤該当の災害と認められる。
2	事案 2	公務上の災害と認められる。